

# 周南市終活情報登録制度

いざという時のために、終活情報を登録しませんか？



病気や事故などで意思表示ができなくなった時やお亡くなりになった時に、警察署、消防署、医療機関、福祉事務所やあらかじめ指定した方からの照会があった場合、事前に登録した情報を本人に代わって市が開示する制度です。

※市が照会なしに情報を開示したり、その他の支援をする制度ではありません。

登録  
無料

## 対象者

周南市に住所を有する 65 歳以上の人

## 申請できる方

本人、成年後見人、親族（本人の同意が必要）

## 登録方法

「周南市終活登録申請書」を下記問合せ先に提出。（郵送可）

※申請者の本人確認ができる書類の提示または写しの添付をお願いします。  
詳細は、市ホームページをご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

## 登録できる情報

- ① 緊急連絡先（情報開示指定者）
- ② 本籍
- ③ かかりつけ医、アレルギー等
- ④ リビング・ウィル（延命治療等の意思表示）を記した文書の保管場所
- ⑤ エンディングノートの保管場所
- ⑥ 臓器提供の意思
- ⑦ 献体登録先
- ⑧ 死後事務委任契約や葬儀等の生前契約等
- ⑨ 遺言書の保管場所
- ⑩ お墓の場所

## 情報開示の流れ



【お問い合わせ】

〒745-8655 周南市岐山通 1 丁目 1 番地  
周南市役所地域福祉課 もやいネットセンター  
☎0834 (22) 8200